

川島町小中学校統合協議会規則

平成28年3月31日
教委規則第 4 号

(設置)

第1条 川島町立小中学校の統合に伴う諸課題について協議及び検討し、統合を円滑に推進するため、川島町小中学校統合協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議及び検討し、その結果を川島町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に報告するものとする。

- (1) 校名、校則、式典等に関する事。
- (2) 通学体制等に関する事。
- (3) 教育課程、学校行事等に関する事。
- (4) P T A等学校関係組織に関する事
- (5) 施設整備、設備備品等に関する事。
- (6) その他統合に向けて必要な事項に関する事。

(委員)

第3条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 統合関係学校の保護者代表者
- (2) 統合関係学校の教職員代表者
- (3) 地域住民代表者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる所掌事務が完了した日までとする。

2 教育委員会は、特定の地位又はその職（以下「地位等」という。）にあるため委員となった者が、当該地位等に該当しなくなったときは、委員の職を辞したものとみなし、代わりに当該地位等にある他の者を委員として委嘱する。ただし、当該地位等にある者が所属する組織、団体から委員の推薦があるときは、推薦された者を委員として委嘱することができる。

3 教育委員会は、前項の規定によるもののほか、委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会の設置)

第7条 協議会の円滑な運営のため、次の専門部会を置く。

(1) 校名・通学・廃校利用部会

(2) 総務・教育部会

(3) P T A・後援会等部会

2 専門部会の所掌事務は次のとおりとする。

名称	所掌事務
校名・通学・廃校利用部会	校名、校章、校旗、校歌、通学体制（通学路、通学手段、安全対策等）、空き校舎の活用等に関する事
総務・教育部会	校則、校訓、制服・体操着、教育課程、学校行事、式典関係、児童・生徒会、交流事業（小中連携、幼保小連携等）、設備・備品等の整備と整理、移転計画、予算計画等に関する事
P T A・後援会等部会	P T A・後援会の組織運営（規約・組織編制、役員選出、運営計画、予算）等に関する事 地域との連携に関する事

3 専門部会の部会員（以下「部会員」という。）は、協議会において決定する。

- 4 部会員の任期は、委員の任期による。
- 5 専門部会に、部会長及び副部会長を置く。
- 6 部会長及び副部会長は、部会員の互選により定める。
- 7 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 8 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 部会長は、必要に応じ専門部会を招集する。
- 10 部会長が必要と認めるときは、委員以外の者を部会員として指名することができるのと同時に、関係者に出席を求め意見を聴くことができる。
- 11 部会長は、所掌事務に関し、調査検討を行い、その結果、進捗状況等を協議会へ随時報告しなければならない。

(庶務)

第8条 協議会及び専門部会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年教委規則第4号)

この規則は、平成29年3月31日から施行する。